特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	市税の収納管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
綾部市は、市税の収納管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
京都府綾部市長

公表日
令和7年5月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等の市税の徴収、納税証明書の発行等を行う。 ①市税の収納事務、督促事務、還付又は充当事務 ②金融機関窓口、コンビニ納付、口座振替の納付方法に応じた事務 ③納税証明書の発行事務 ④地方税機構とのデータ連携等事務
③システムの名称	収滞納管理システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバー、収滞納管理システム（標準準拠システム）

2. 特定個人情報ファイル名
収滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）） ・第9条第1項　別表24項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-0502

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画総務部　税務課　管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-4231

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際（USB メモリを使用する場合を含む。）は、暗号化、パスワードによる保護を行う等の対策を講じている。 また、特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹業務支援システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードと顔認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情況提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（27の項）	1　番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情況提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（27の項）	事後	
平成30年4月20日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　梅原　正巳	税務課長　大槻　一郎	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	総務部　税務課	企画総務部　税務課	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役	税務課長　大槻　一郎	税務課長	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	総務部　税務課　管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　税務課　管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情況提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（27の項）	1　番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情況提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（27の項）	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	企画総務部　税務課　管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　税務課　管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4231	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-1. ③システムの名	収滞納管理システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバー	収滞納管理システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバー、収滞納管理システム（標準準拠システム）		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業		対策は十分である。（判断根拠の記載）	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策		対策は十分である。（判断根拠の記載）	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	Ⅰ－３.個人番号の利用 法令上の根拠	１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成２５年５月３１日法律第２７号。以下「番号法」という。）） ・第９条第１項　別表第一の１６の項 ２　行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令（別表第一省令） （平成２６年内閣府・総務省令第５号） ・第１６条	１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成２５年５月３１日法律第２７号。以下「番号法」という。）） ・第９条第１項　別表２４項 ２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令 （平成２６年内閣府・総務省令第５号） ・第１６条	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ－４.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	１　番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情況提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、８、９、１１、１６、１８、２０、２３、２６、２７、２８、２９、３１、３４、３５、３７、３８、３９、４０、４２、４８、５３、５４、５７、５８、５９、６１、６２、６３、６４、６５、６６、６７、７０、７１、７４、８０、８４、８５の２、８７、９１、９２、９４、９７、１０１、１０２、１０３、１０６、１０７、１０８、１１３、１１４、１１５、１１６、１１７、１２０の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（２７の項）	１　番号法第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の表４８の項	事後	